雫石町告示第５２号

　旧小学校の体育施設の使用及び管理に関する要綱を次のように定める。

令和３年３月17日

雫石町長　猿子　恵久

旧小学校の体育施設の使用及び管理に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、統廃合により学校施設として用いなくなった旧小学校の体育館及び運動場（別表に掲げる施設をいう。以下「体育施設」という。）について、旧小学校の跡地利用に支障がないと認められる期間及び範囲に限り暫定的に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理者）

第２条　体育施設の管理は町長が行うものとし、別表施設名の欄に掲げる体育施設ごとに、同表所管課の欄に定める課が所管する。

（使用の範囲）

第３条　体育施設は、町（町議会、町の行政委員会を含む。）が主催する事業のために使用するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に使用させることができるものとする。

　（１）町内に所在地を有する法人その他の団体が行うスポーツ活動、レクリェーション活動又は社会活動

　（２）町内の小学校及び中学校における学校活動、その他課外活動

　（３）その他町長が使用を適当と認めたもの

２　使用が重複する場合は、前項第２号の使用に配意するものとする。

３　雫石町財産規則（平成26年雫石町規則第６号）第19条第１項第６号に規定する一時使用に該当する場合は、当該規則の定めるところによるものとする。

（使用日時等）

第４条　体育施設の使用日及び使用時間は、次に掲げるとおりとする。

（１）使用日　12月29日から翌年１月３日までの日以外の日

（２）使用時間

ア　体育館　午前８時から午後９時まで

イグラウンド　午前５時から午後７時まで

２　前項の規定にかかわらず、町長が必要があると認めた場合は、臨時に体育施設の使用日及び使用時間を変更することができる。

（団体の登録）

第５条　体育施設を使用しようとする団体は、当該利用年度において、あらかじめ雫石町旧小学校体育施設使用団体登録申請書（様式第１号）に使用者名簿及び年間計画書を添えて、町長に当該団体の登録を申請しなければならない。ただし、第３条第１項第３号による使用の場合はこの限りではない。

２　町長は、前項本文の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は雫石町旧小学校体育施設使用団体登録許可書（様式第１号）により申請者に通知するものとする。

３　前項の規定による登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）に係る登録の有効期間は、当該利用年度の３月31日までとする。

４　町長は、第２項の規定による審査の結果、団体の登録を不適当とする場合は、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（登録団体による使用に係る許可等）

第６条　登録団体は、体育施設を使用する場合は、あらかじめ雫石町旧小学校体育施設使用（変更）申請書（様式第２号）により町長に申請しなければならない。この場合において、１回の申請につき使用できる期間は４か月以内の期間とする。

２　町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、雫石町旧小学校体育施設使用（変更）許可書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

３　町長は、前項の規定による許可に際し、管理上必要があると認められる場合は、条件を付すことができる。

４　町長は、第２項の規定による審査の結果、使用を不適当とする場合は、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

５　前各項の規定は、第２項の規定による使用の許可を受けた登録団体（以下「使用団体」という。）が当該使用の許可を受けた事項を変更しようとする場合における変更の手続について準用する。

（使用不許可）

第７条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

（１）公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合

（２）営利を目的とすると認められる場合

（３）体育施設及びそれに附属する設備を汚損し、又は滅失するおそれがあると認められる場合

（４）体育施設の管理運営上特に支障があると認められる場合

（使用許可の取消し等）

第８条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

（１）使用者がこの要綱に違反した場合

（２）使用者が使用の目的又は使用の条件に違反した場合

（３）使用者が町長の指示に従わない場合

（４）災害、感染症その他事項により体育施設の使用ができなくなった場合

（５）国政等の選挙事務及び避難所等公共の事業等に使用する場合

（６）前各号に掲げるもののほか、町長が使用を不適当と認める場合

２　町長は、前項の規定により使用の許可を取り消す場合は、理由を付してその旨を当該許可を受けた使用団体に通知するものとする。この場合において、緊急を要するときは口頭により通知することができる。

（免責）

第９条　町長は、使用団体が前条の規定によりその使用許可の内容を変更され、若しくは使用を停止され、又は使用許可を取り消されたことにより、当該団体に損害が生じても、その責を負わない。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条　使用団体は、第６条第２項の規定による通知を受けた許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

　（使用料）

第11条　第３条第３項に規定する一時使用に該当する場合を除き、使用料は無料とする。

　（使用実績の報告）

第12条　使用団体は、実際に使用した月の翌月の10日までに雫石町旧小学校体育施設使用実績報告書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

（設備の変更等の禁止）

第13条　使用団体は、体育施設に特別の設備を設置し、若しくは変更を加え、又は体育器具を用途目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けた場合にあっては、この限りでない。

（原状回復の義務）

第14条　使用団体は、体育施設の使用を終了した場合は、使用した体育施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止され、若しくは制限された場合も同様とする。

（損害賠償の義務）

第15条　使用団体は、その責めに帰すべき理由により、体育施設及び当該施設に附属する設備を汚損し、又は滅失した場合は、遅滞なくその旨を町長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

　（使用の期限）

第16条　体育施設の使用は、旧小学校の跡地の具体的な利用の方針が決定し、当該跡地の利用に支障が生ずると認められるまでとする。

（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　町長は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の使用に係る申請の受付、使用の許可その他必要な準備行為を行うことができる。

別表（第１条、第２条関係 ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 所在地 | 所管課 |
| 旧上長山小学校 | 体育館及び運動場 | 雫石町長山早坂260番地 | 観光商工課 |
| 旧橋場小学校 | 体育館及び運動場 | 雫石町橋場安栖63番地2 | 総合政策課 |
| 旧大村小学校 | 体育館及び運動場 | 雫石町南畑第14地割2番地 | 総合政策課 |
| 旧西根小学校 | 体育館及び運動場 | 雫石町西根上駒木野184番地1 | 生涯文化スポーツ課 |